第5章 方法書に対する意見の概要と事業者の見解

5.1 方法書に対する意見の概要と事業者の見解

5.1.1 方法書の公告及び縦覧

熊本県環境影響評価条例に基づき方法書を作成した旨及びその他事項を公告し、方法書 を公告の日の翌日から起算して1ヵ月間縦覧に供した。

方法書の公告及び縦覧の内容は、表5-1に示すとおりである。

表 5-1 方法書の公告及び縦覧の内容

項目	内容
公告日	令和 4 年 2 月 14 日 (月)
公告の方法	熊本県公報への掲載 ・熊本県公報(掲載日:令和4年2月14日)
縦覧期間	令和4年2月14日(月)から令和4年3月14日(月)まで 縦覧時間 午前8時30分から午後5時15分まで(土・日曜日・祝日を除く)
縦覧場所	下記の5箇所で縦覧を実施 ・熊本県庁(行政棟本館1階情報プラザ) ・熊本県県北広域本部玉名地域振興局土木部工務課 ・長洲町役場(住民環境課) ・玉名市役所(環境整備課) ・荒尾市役所(環境保全課)

5.1.2 方法書に対する意見の概要と事業者の見解

(1) 県知事の意見と事業者の見解

「熊本県環境影響評価条例」の規定に基づき表5-2に示すとおり、熊本県知事からの環境 の保全の見地からの意見書の提出を受けた。

方法書に対する県知事意見及び事業者の見解は、表5-3に示すとおりである。

表 5-2 方法書についての知事意見聴取の内容

項目	内容
方法書の送付日	令和 4 年 2 月 14 日 (月)
意見書の通知日	令和 4 年 7 月 22 日 (金) (環保第 278 号)

表 5-3(1) 知事意見及び事業者の見解

東両が交差点から加速することで 大きくなることから、走行ルート における曲がり角や交差点付近を 調査地点に設定することを検討すること。 (出典:「令和3年度全国道路・街路交通情勢調査一般交通量調査結果」(令和5年6月、国土交通省))です。本事業の資材及び機械の運搬に用いる車両台数は対象事業実施区域に至るルートで最大約100台/日、陸上製作ヤードに至るルートで最大約150台/日となる計画で、一般国道501号の交通量に対して1%程度であり、影響は少さいと考えられます。また、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行ルートにおける曲がり角には住居等の保全対象が存在しません。 以上のことから、調査地点は「騒音に係る環境基準の評価マニュアル道路に面する地域編」(平成27年10月、環境省)を参考に、道路の線形がおおむね直線とみなせる区間に調査地点を設定しました。	农。 (1) 和事恶光及(5) 事業有(0) 死所		
(1)工事用車両の走行に伴う騒音は、 車両が交差点から加速することで 大きくなることから、走行ルートにおける曲がり角や交差点付近を調査地点に設定することを検討すること。 調査を表しません。 大気環境 大気環境 大気環境 大気環境 (1)工事用車両の走行に伴う騒音は、車両が交差点から加速することで、大きくなることから、走行ルートにおける曲がり角を交差点付近を調査を指果」(全和5年6月、国土交通省))です。本事業の資材及び機械の運搬に用いる車両台数は対象事業実施区域に至るルートで最大約100台/日、陸上製作キードに至るルートで最大約150台/日となる計画で、一般国道501号の交通量に対して1%程度であり、影響は力さいと考えられます。また、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行ルートにおける曲がり角には住居等の保全対象が存在しません。 以上のことから、調査地点は「騒音に係る環境基準の評価マニュアル道路に面する地域編」(平成27年10月、環境省)を参考に、道路の線形がおおむね直線とみなせる区間に調査地点を設定しました。	区分	知事意見	事業者見解
章 p7-64~7-66 に記載)	大気環境	(1) 工事用車両の走行に伴う騒音は、 車両が交差点から加速することで 大きくなることから、走行ルート における曲がり角や交差点付近を 調査地点に設定することを検討す	また、資材及び機械の運搬に用いる 車両の運行ルートにおける曲がり角 には住居等の保全対象が存在しませ ん。 以上のことから、調査地点は「騒音 に係る環境基準の評価マニュアル 道路に面する地域編」(平成 27 年 10 月、環境省)を参考に、道路の線形が おおむね直線とみなせる区間に調査 地点を設定しました。 (準備書 第6章 p6-17~6-19、第7

表 5-3(2) 知事意見及び事業者の見解

다시	加東辛日	古光·戈日 <i>阳</i>
区分	知事意見	事業者見解
	〈流向・流速〉	
	(1)流向及び流速の調査にあたって	流向及び流速の現地調査では、対象
	は、表層及び底層の両方の流況を	事業実施区域周辺の4地点で表層及び
	測定すること。	底層の観測を実施し、さらに別の1地
		点では表層、中層、底層の観測を行い
		ました。
		(準備書 第6章 p6-23~6-24、第7章
		p7-120~7-122 に記載)
	(2)流向及び流速の予測について、昨	流向及び流速の予測については、短
	今大雨による河川の増水が頻発し	期的な現象ではなく、埋立地の存在に
	ていることを踏まえ、平常時以外	伴う将来の定常的な影響把握を目的
	の場合の河川からの流入について	とし、夏季及び冬季の平均場を予測時
	もシミュレーションを検討するこ	期としてシミュレーションを実施し
	と。	ました。
		(準備書 第7章 p7-162 に記載)
水環境	(3)流速の減少など、流況の変化によ	流況の変化による影響が想定され
	る地形の変化等の影響について十	る重要な地形及び地質、海生動植物等
	分な調査及び予測を行うととも	について現地調査を行い、最新の状況
	に、付近の生態系や塩生植物への	を把握することで、流況の変化による
	影響についても予測等を行うこ	重要な地形、海生動植物、生態系等へ
	と。	の影響について適切な予測、評価を行
		いました。
		(準備書 第7章 7.7 重要な地形及び
		地質、7.9 動物(海域に生息する動
		物)、7.10 植物 (海域に生育する植
		物)、7.11 生態系に記載)
	〈水質〉	
	(1)水質の測定について、溶存酸素量	水質の現地調査では、水温及び塩分
	の鉛直分布を把握する必要がない	と併せて溶存酸素量の鉛直測定を行
	か検討すること。	いました。
	,	(準備書 第7章 p7-199 に記載)
		<u> </u>

表 5-3(3) 知事意見及び事業者の見解

区分	知事意見	事業者見解
. ://	〈動物(鳥類)〉	222727
	(1)事業実施予定区域の北側にはラム	ラムサール条約登録湿地である荒
	サール条約登録湿地が存在してお	尾干潟付近での鳥類の生息状況も確
	り、その周辺の干潟には鳥類の重	認できるよう、定点地点(長洲港付近)
	要な種などが生息している可能性	を方法書から1地点追加しました。
	があることを踏まえて調査すると ともに、生息を確認した場合には	また、現地調査により対象事業実施区域及びその周囲の鳥類相及び重要
	予測、評価を行い、適切な環境保全	な鳥類の生息状況を把握し、適切な予
	措置を検討すること。	測、環境保全措置の検討、評価を行い
	11 E C [XII] / 2 C C 0	ました。
		(準備書 第6章 p6-34~6-36、第7章
		p7-350~7-351 に記載)
	〈植物〉	
	(1)対象事業実施区域周辺にはアマ	海域における現地調査時に海草類
	モ、コアマモ又はウミヒルモが生	の目視確認を行いましたが、対象事業
	息している可能性があることか ら、今後適切な手法により調査を	実施区域周辺では、アマモ、コアマモ、ウミヒルモ等の海草類は確認されま
	り、今後週別な子伝により調査を 行うとともに当該種が確認された	サミニルで、一世の一世別は唯認されました。
	場合は、予測及び調査を行うとと	(準備書 第7章 p7-493 に記載)
	もに、適切な環境保全措置を検討	
動物・植物・	すること。	
生態系	〈生態系 (水生生物)〉	
	(1)底生動物の調査手法として、採泥	底生動物の調査手法については、地
	器や方形枠に加えて、底引き網や	元の漁業協同組合と協議を行い、底引
	ドレッジの併用、漁師から網ごと 買い取る等の方法による大きい生	き網の適用は不可との回答があったため、簡易グラブ採泥器及び方形枠を
	物や希少な生物の採取を検討する	ため、間ありノノ採売品及びカル件を 採用しました。
	こと。	併せて、一部の調査地点では潜水に
		よる海底付近の目視観察を実施し、サ
		イズの大きい重要な底生動物の生息
		確認を行いました。
		また、魚介類調査で実施した刺網調
		査でもヘイケガニ等の重要な底生動
		物の生息を確認しています。
	(2)干潟においては潮間帯の上部から	(準備書 第7章 p7-401 に記載) 干潟における底生動物の現地調査
	下部で生物相が異なることに留意	では、潮間帯の上部から下部で生物相
	し、ラインセンサス等の手法によ	が異なることに留意し、干潟の陸側か
	る調査を検討すること。	ら沖方向に向けて複数地点(St.9~
		11)を設定の上、実施しました。
		(準備書 第6章 p6-37~6-39、第7章
		p7-402~7-403 に記載)

(2) 一般意見と事業者の見解

「熊本県環境影響評価条例」の規定に基づき表5-4に示すとおり、方法書について環境の保全の見地からの意見聴取を行ったが、意見を有する者からの意見提出はなかった。

表 5-4 方法書についての意見聴取の内容

項目	内容
意見書の提出期間	令和4年2月14日(月)から令和4年3月29日(火)までの間
意見書の提出方法	縦覧場所(熊本県庁を除く)に備え付けの意見書箱への投函、または問合 せ先への郵送
意見書の提出状況	提出された意見書:総数0通(意見数0件)